賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人動物看護師統一認定機構(以下「この法人」という。)の賛助会員及び会費について必要な事項を定めることを目的とする。

(賛助会員資格)

第2条 この法人の目的に賛同し、賛助会費を納入する個人または団体を賛助会員とする。

(賛助会員種別)

第3条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 賛助個人会員 この法人の目的に賛同して入会する個人
- (2) 賛助団体会員 この法人の目的に賛同して入会する団体

(入会)

第4条 賛助会員として入会しようとする個人または団体は、入会金10,000円と入会申込書を提出するものとする。

(入会の不承認)

第5条 次の事由があるときは、賛助会員となることの申し出を拒むことができる。

- (1) この法人の不利益になるとき
- (2) 会費が相当期間にわたり納入されないとき

(加入期間)

第6条 賛助会員の加入期間は、毎年9月1日から翌年8月31日までの1年とする。

(賛助会費の納入)

第7条 賛助会員が会費として寄付する場合の基準額は、次のとおりとする。会費は、1 口以上納入する。

- (1) 賛助個人会費 1口 年額 10,000円
- (2) 賛助団体会費 1口 年額 50.000円

(会費の取扱)

第8条 会費の取扱については、寄附金等取扱規程による。

(退会)

第9条 賛助会員が退会しようとするときは、この法人に退会届を提出する。

- 2 賛助会員が次の各号に該当する場合、退会に準ずる扱いとなる。
 - (1) 正当な理由なく会費を2年以上納入しなかったとき
 - (2) 団体会員である法人が解散又は廃業したとき
 - (3) 個人会員が死亡したとき
 - (4) この法人の目的にふさわしくない行為があったとき
 - (5) 理事会が決議したとき
- 3退会による会費の返還は、原則として行わないものとする。

附則

1 この規程は、2016 年 2 月 24 日から施行する。(2016 年 2 月 24 日第 2 回臨時理事会議決)

(2016年6月29日 第7条(2)変更)